

## 「海外投融資業務相談に関する財務アドバイザー業務」

(公告日：2017年11月30日／公告番号：国契-17-098) について、入札説明書に関する質問と回答は以下のとおりです。

独立行政法人国際協力機構  
調達部次長（契約担当）

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	P. 7	10. (2) 評価方法	(2)入札評価と競争の対象となるのは企画書の内容のみであり、見積書は、契約交渉の対象にはなるものの、競争の対象にはならないとの理解で正しいでしょうか。その場合、見積書は、第1位の交渉権者との契約交渉まで貴機構により開封されることはないとの理解で正しいでしょうか。 反対に、見積書も競争の対象になる場合には、評価基準と方法をご説明下さい。	入札評価の対象について、ご理解のとおりです。企画書の内容のみ評価いたします。また、見積書の取扱についてもご理解のとおりです。本調達では複数社選定いたしますが、選定した企業の見積書は、契約交渉までに開封することはありません。
2	P. 7	11. (1) 契約交渉	本件調達の結果、1社のみが選定されるのか、複数社が選定されるのかご教示ください	複数社を選定する予定です。
3	P. 11	1. 背景	1. 背景にて、本件業務に関する業務委託契約をアドバイザー会社1社と締結されている旨ご記載頂いてますが、新たに1社選定された場合、個別案件が生じた場合にどのような基準にていずれかが選定され、またどのような契約形態をご想定されているかご教示ください。特に契約形態については、包括契約の下、さらに個別契約の締結を想定されているのか、もしくは覚書等をご想定されているのか、現時点でのご予定をお伺いさせて頂けますと幸いです。 また、(1)「背景」によると既存のアドバイザーに利益相反がある案件のみが今回の契約に基づき委託されるかのようにも読めますが、実際には、本案件の契約締結後はアドバイザー間での担当件数のバランスや公平性も考慮して依頼があるものと理解してよろしいでしょうか。	アドバイザー選定の基準に関しては、利益相反、業務の繁忙状況、案件の性質等を総合的に判断いたします。 契約形態については、包括契約の下、各委託業務について打合簿を締結いたします。
4	P. 11	2. 業務内容	記載されている業務内容に税務関連業務（例：税務デューデリジェンス、税務ストラクチャリング業務）を含むことを想定されているか、ご教示下さい。	案件の性質上、税務関連業務を含む可能性がございますが、より高度な税務関連業務を必要とする場合は、再委託の活用を想定しております。
5	P. 11	2. 業務内容	業務(2)の海外投融資による個別案件への出融資にかかる検討・分析支援について、委託者側から業務提供を依頼された場合に、受託者側の事情（例：利益相反等）により、個別案件について業務提供を謝絶することは許容されるとの理解で宜しいでしょうか。	ご理解のとおりです。
6	P. 12	4. 業務時間目安及び人員体制（想定）	業務時間の目安について、50—150時間を想定されている旨ご記載頂いてますが、当該契約期間（2018年1月～7月）において各月毎にご想定されている案件件数等がございましたらご教示ください。	現時点では案件件数が不確実なため、具体的な各月毎の想定案件件数は回答を差し控えさせていただきます。
7	P. 16	(2)業務の実施方針等	業務(1)、(2)のそれぞれについて、「種別毎1名ずつ」との記載がございますが、業務を適切に遂行する上で必要と思われる場合に、同じ種別から複数名が業務に従事する、若しくは従事する者の人数が想定よりも増減する前提を置くことについては、問題ございませんでしょうか。	業務の性質によって必要と判断される場合は可能です。業務従事者の種別や人数、時間等の実施体制に係る詳細については、委託業務毎に打合簿で合意いたします。
8	P. 16	(3)業務総括者の経験・能力等	業務総括者について、貴機構との窓口となり、実際の実務の中心となる人材の配置を想定されていると理解しても正しいでしょうか。即ち、業務総括者は必ずしもパートナーである必要はないとの理解で宜しいでしょうか。	業務総括者は、弊機構との窓口や、実務の中心ではなく、本業務全体を統括・管理する人材を想定しております。よって、業務統括者としては、パートナーを想定しております。

以上